

4 重点目標と具体的な取組

「心と体を十分に働かせて生活したり遊んだりする力」と「周りの環境に関わりながら、自分の力を発揮し、友達と協同する力」を育むために、「(1) 幼児教育の充実」「(2) 保育者の資質及び専門性の向上」「(3) 家庭や地域社会との連携の推進」の三つの重点目標を掲げ、具体的な取組を進めていきます。

重点目標

(1) 幼児教育の充実

具体的な取組

① 生活や遊びを通じた発達の支援

幼児は、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより情緒が安定するとともに、人への信頼感が育ちます。そして、身近な環境に興味や関心をもち、自発的に働きかけていきます。

幼児期は、生活や遊びの中で体験を通して人格形成の基礎となる豊かな心情、物事に自分から関わろうとする意欲や健全な生活を営むために必要な態度が培われるときです。幼児期に育てたい力を育むためには、生活や遊びを通して発達を促すことが必要です。

幼児の主体的な活動は、他の幼児との関わりの中で深まり、豊かになることから、一人一人を生かした集団を形成しながら、人と関わる力を育てていくことが大切です。

○ 愛情や信頼関係を基盤とした生活を保障する

- ・ 遊びや生活の中で起こる様々なことを受け入れ、見守られているという安心感を幼児がもてるようにしましょう。
- ・ 喜びや悲しみなど幼児の気持ちを理解して共感し、信頼関係を築きましょう。

○ 発達を促す豊かな環境をつくる

- ・ 一人一人の発達を理解し、成長を支える環境を計画的につくりましょう。
- ・ 幼稚園・保育所等で遊びを中心とした生活を展開し、遊びのイメージや目的を実現できるような環境をつくりましょう。
- ・ 多様な人や自然、もの、生き物との関わりなど、心が動く直接的な体験のできる環境をつくりましょう。
- ・ 夢中になって遊ぶことのできる場や時間を確保しましょう。

○ 自発的・主体的な活動を支える

- ・ 幼児が基本的な生活習慣を身に付け、生活の流れや活動に見通しをもって取り組めるよう援助しましょう。
- ・ 集団の中で幼児が自分の気持ちを調整し、自己を発揮できるように援助しましょう。
- ・ 保育者や他の幼児に認められる体験を重ね、自信をもって行動できるように援助しましょう。

具体的な取組

② 幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進

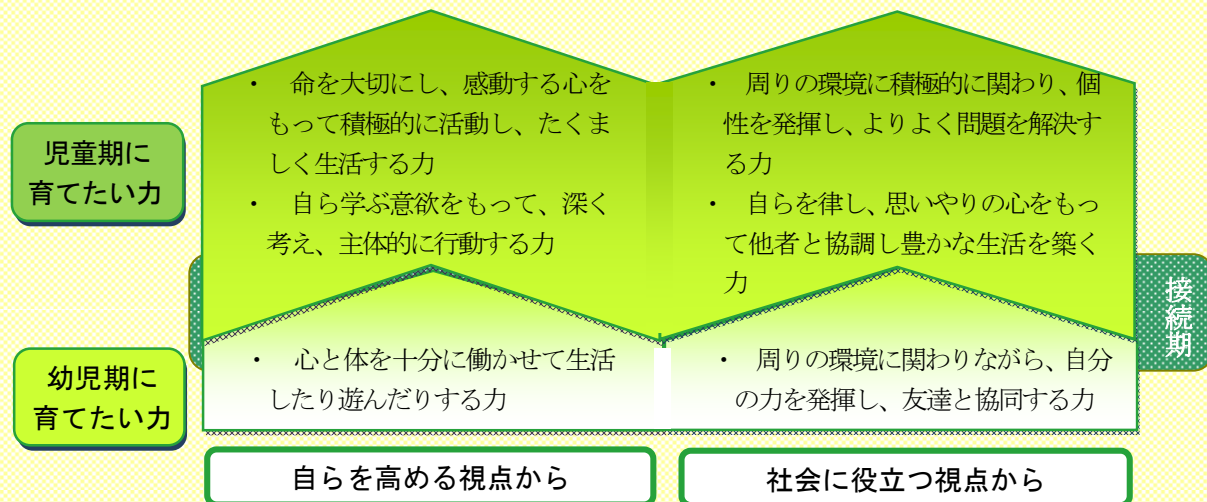
遊びを通して総合的な指導をする幼児教育と教科等の学習を中心とする小学校教育との違いを乗り越え、幼児が期待をもって小学校生活をスタートできるようにするとともに、幼児教育と小学校教育の目標を連続性のあるものとして捉えて、教育活動を行っていくことが大切です。

○ 幼児期の学びがどのように深まり、広がっていくのかを見通す

- ・ 子ども同士の交流を通して幼児と児童の育ちへの理解を深めましょう。
- ・ 合同の研修や連絡会を通して幼児教育と小学校教育の互いの教育への理解を進めましょう。
- ・ 交流や意見交換、合同研修を年間計画に位置付け、子どもの発達や学びの連続性や互いの教育への理解が着実に進むようにしましょう。

○ 児童期の育ちを見通した教育課程・保育課程を編成する

- ・ 幼児期（年長後期）から児童期（低学年）の期間を接続期として捉えて、接続期の指導を見直しましょう。
- ・ 幼児期から児童期の子どもの発達や学びの連続性を踏まえて、「自らを高めること」と「社会に役立つこと」の二つの視点で幼児教育と小学校教育をむすび、教育課程・保育課程を編成しましょう。



○ 幼児期の終わりまでに育てほしい幼児の具体的な姿をイメージした教育活動を行う

具体的な取組

③ 特別支援教育の推進

障害のある幼児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮した上で、障害のある幼児のもてる力を高め、生活上などの困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められています。

そのためには、特別な支援を必要とする幼児やその保護者との関わりを深めながら、早期からの教育相談・支援を行うことが必要であり、行政の支援のもとに、支援体制・連携体制の整備をして、特別支援教育を推進していくことが大切です。

○ 一人一人の発達の過程や障害の状態を考慮した支援をする

- ・ 障害のある幼児一人一人について、幼児の発達の過程や障害の状態を的確に把握し、障害の状態などに応じて、指導の目標や内容、配慮事項などを示した個別の指導計画を作成し、職員の共通理解のもとできめ細かな支援を行いましょう。
- ・ 家庭及び地域や福祉・医療・保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な支援を行うために、個別の教育支援計画を作成して、進級や就学等に際して活用しましょう。
- ・ 活動内容や環境の設定を園・所全体で創意工夫し、障害のある幼児がゆとりや見通しをもって活動に取り組めるように配慮しましょう。
- ・ 特別支援学校や福祉・医療・保健等の業務を行う関係機関と連携を図り、障害のある幼児の教育についての専門的な助言や援助を活用しながら、適切な指導を計画的、組織的に行いましょう。

○ 支援体制・連携体制の整備をする

- ・ 特別な支援を必要とする幼児の実態把握や支援方策の検討等を行うための特別支援教育に関する幼稚園内・保育所内支援委員会を設置して、幼稚園内・保育所内の支援体制をつくりましょう。
- ・ 特別支援教育コーディネーターの活動を推進し、まず、幼稚園内・保育所内の連携体制を整備し、市町村における専門機関等との連携体制も構築しましょう。
- ・ 保護者がすぐに相談できる場や専門家のアドバイスを受けることのできる場を明らかにし、早期からの教育相談活動を実施できるようにしましょう。
- ・ 広く保護者に対して、特別支援教育や特別な支援を必要とする幼児の行動への理解・啓発を進めましょう。

重点目標

(2) 保育者の資質及び専門性の向上

具体的な取組

この指針の目指す幼児教育の充実や、家庭や地域社会との連携の推進を図るためには、保育者が資質及び専門性の向上を図り、保育の理論と実践力を身に付けることが極めて重要です。

そのためには、保育者自らが経験や役職等に応じてそれぞれの課題を意識して、研さんに努めることが求められます。また、幼稚園・保育所・小学校に関わる行政機関が、専門機関や保育関係団体、保育者養成校などと連携して、積極的に保育者の資質及び専門性の向上に取り組むことが望まれます。

① 研修内容の充実

- 幼稚園教育要領・保育所保育指針に基づいた保育の実現を目指す研修を充実する
 - ・ 実際の幼児の姿とつなげて、幼児の発達を理解を深めましょう。
 - ・ 具体的に保育を構想し、実践する力を付けましょう。
- 今日的課題や多様なニーズに応じた研修を実施する
 - ・ 特別支援教育や障害児保育に関する専門性を高めましょう。
 - ・ 子育て支援に関する専門性を高めましょう。
 - ・ 幼児教育と小学校教育の接続に関する理解を深め、実践力を付けましょう。
 - ・ 幼稚園・保育所経営に関する専門的理解を深めましょう。
- 内容、対象に応じた効果的な研修を工夫する
 - ・ 経験や役職等保育者の状況に応じて求められる専門性を高めましょう。
 - ・ 実技研修や演習、協議等参加者が主体的に関わる研修を取り入れましょう。
 - ・ 外部講師を活用するなど、専門性の高い研修をしましょう。
 - ・ 育児休業終了後の保育者の研修について工夫しましょう。
- 研修内容を、計画、実施、評価、見直しのPDCAサイクルの視点で検証し、改善を図る

② 研修体制の充実

- 幼稚園内・保育所内研修の時間を確保する
 - ・ 保育に携わるすべての人が必要に応じて研修を受けることができるようにしましょう。
- 幼稚園外・保育所外研修で学んだことを保育に活かす
 - ・ 研修成果を幼稚園内・保育所内研修で活かすようにしましょう。
- 幼稚園・保育所同士や、幼稚園・保育所と小学校との合同の研修を推進する

重点目標

(3) 家庭や地域社会との連携の推進

具体的な取組

子どもは、家庭はもとより生活の基盤がある地域社会で育っていきます。家庭と地域、幼稚園・保育所等の三者が協働して地域の子どもを育てるために、幼稚園・保育所が地域の子育てセンターとしての機能を充実し、できることから取組を進めることが大切です。

① 家庭教育への支援

○ 保護者が、子育ての喜びや楽しさを実感できるようにする

- ・ 保護者が保育に参加する機会をつくり、体験を通して幼児と共に過ごす喜びや、幼児理解が深まるようにしましょう。
- ・ 研修会や交流会等を通して、保護者同士が知り合い、つながることのできる機会をつくりましょう。
- ・ 気軽に相談したり子育てについて話し合ったりできる環境を整えましょう。
- ・ 子育てセンターとして、地域の親子が安心して過ごすことのできる場所となるように努め、子育てに役立つ様々な情報の提供を行いましょう。

○ 長時間保育、預かり保育の在り方の検討をする

- ・ 家庭のもつ教育力につなげていくことのできる保育内容・連携の在り方や、保護者が子育てに余裕をもって向き合うことができるような支援の在り方について、検討をしましょう。

② 地域で子どもを育てる機運の醸成

○ 幼稚園や保育所等の幼児を核として、保護者や地域との連携づくりをする

- ・ 地域の人材を活用して、日常的な活動による連携をしましょう。
- ・ 施設や組織、情報などの地域資源を活用して連携しましょう。

○ 地域全体で子どもを育てる体制をつくる

- ・ 地域の人々に幼稚園・保育所等の活動や幼児の様子などを伝え、幼児期の教育への興味・関心を掘り起こし、理解を得るとともに、積極的に関わろうとする気持ちをもつことができるようにしましょう。
- ・ 児童虐待の予防や虐待を受けた子どもの保護や地域の見守り支援などをするため、各市町村の児童福祉担当部局との連携体制を構築しましょう。
- ・ 行政や企業が関わり、社会全体で子育てしやすい環境を整えましょう。

資料（「現状と課題」調査データ）

◎ 幼稚園・保育所数（幼稚園は H24. 5. 1 学校基本調査、保育所は H24. 4. 1 調査より）

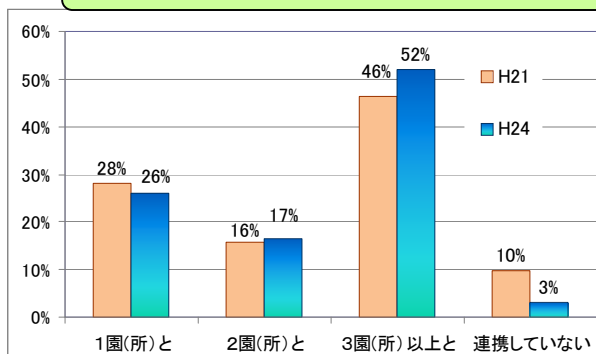
		園数・所数		3・4・5歳児数（人） ％は、県内の同年齢人口に占める割合		うち、5歳児数（人） ％は、県内の同年齢人口に占める割合	
幼稚園	国公立	93	522	11,124	98,895 (47.7%)	3,976	33,090 (47.9%)
	私立	429		87,771		29,114	
保育所	公立	777	1,209	97,534 (47.0%)		33,094 (47.9%)	
	私立	432					
県内の同年齢人口（H24. 4. 1）				207,377		69,090	

幼稚園・保育所設置状況、認定こども園認定状況 [54市町村中（名古屋市を含む）]

- ▷ 幼稚園設置 [48市町]（公立幼稚園のみ4市町、私立幼稚園のみ31市町）
 - ・ 公立幼稚園設置 [17市町（内訳・16市1町）]
 - ・ 私立幼稚園設置 [44市町（内訳・34市10町）]
- ▷ 保育所設置 [全市町村]
- ▷ 認定こども園設置 [10市]（春日井市、日進市、半田市、常滑市、大府市、高浜市、安城市、岡崎市、豊橋市、名古屋市）

◎ 幼児教育と小学校教育の連携の状況（名古屋市を除く）

1つの小学校で連携している幼稚園・保育所数（H21とH24の調査の比較）



- ・ 「連携していない」と回答する学校数がH21（70校、10%）からH24（23校、3%）に減り、幼保小の連携は進んでいる。
- ・ 3園（所）以上と連携している学校の割合が増えている。就学してくる幼児の通う、なるべく多くの幼稚園や保育所と連携しようとしているのではないかとと思われる。

連携の内容（複数回答可）（H21とH24の調査の比較）

